

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

消費税率が平成26年4月1日より5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられました。引上げ分の地方消費税収については、用途を明確化し、社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費をいう)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

西都市の令和5年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途については、以下のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 398,748 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

区 分		事業費	特定財源	一般財源	うち、引き上げ分の 地方消費税		
社会福祉	社会福祉費	社会福祉総務費 (国民健康保険事業特別会計繰出金除く)	42,599	293	42,306	5,809	
		身体障害者福祉費	17,602	12,919	4,683	643	
		知的障害者福祉費	65,549	32,675	32,874	4,514	
		老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金除く)	136,117	28,828	107,289	14,732	
		障害者自立支援費	946,044	680,849	265,195	36,414	
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,692,585	1,143,486	549,099	75,398	
		児童福祉施設費	139,278	2,939	136,339	18,721	
		児童措置費	828,788	540,285	288,503	39,615	
	生活保護費	生活保護総務費	62,413	6	62,407	8,569	
		扶助費	657,240	540,602	116,638	16,016	
	小 計		4,588,215	2,982,882	1,605,333	220,431	
	社会保険	社会福祉費	社会福祉総務費 (国民健康保険事業特別会計繰出金)	331,365	191,805	139,560	19,163
			老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金)	590,661	51,376	539,285	74,050
後期高齢者医療費			548,100	104,355	443,745	60,932	
小 計		1,470,126	347,536	1,122,590	154,145		
保健衛生	保健衛生費	予防費	75,234	1,569	73,665	10,115	
		保健活動費	16,925	764	16,161	2,219	
		健康増進費	49,141	0	49,141	6,748	
		地域医療対策費	37,066	0	37,066	5,090	
	小 計		178,366	2,333	176,033	24,172	
合 計		6,236,707	3,332,751	2,903,956	398,748		